

第1回 小川家木地屋文書

【問い合わせ先】市文化財課 ☎ 31-0623

木地屋（木地師）とは、轆轤（ろくろ）を使って木材を加工し、椀・盆・杓子などを製作した人々のことです。中世から明治初期まで、良材を求めて諸国の山々を渡り歩きながら活動していました。

木地屋は流浪の民であるが故に、しばしば迫害にあいました。彼らは、文徳天皇の第一皇子である惟喬親王が近江国小椋郷（滋賀県東近江市）に隠棲し、山々の材木を加工して生計をたてることを天皇家から認められたという伝承をよりどころに、親王を業祖・祖神と仰ぎ、みずからも親王の末裔と称することで、その権利を主張しました。

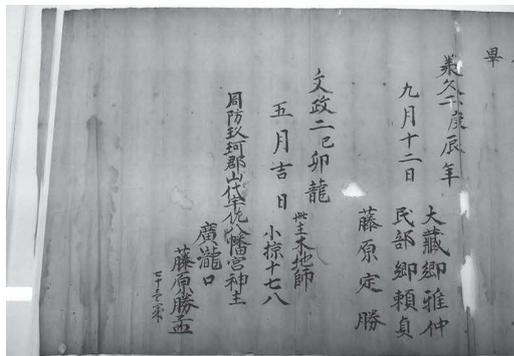
小椋郷に所在する蛭谷の筒井八幡宮（筒井神社）と君ヶ畑の金竜寺の二つの本所が諸国の木地屋を支配していました。木地屋は本所に金品を納める代わりに、活動を保証する文書を発給してもらうなどの保護を受けました。そのような文書が木地屋文書です。

西中国山地の山林資源に恵まれた匹見にも多くの木地屋がいました。筒井神社に残る諸国の木地屋から初穂料を徴収した記録である「氏子駄帳（狩帳とも）」からは、四五〇人余りの匹見に逗留した木

地屋の存在を確認できます。

小川家木地屋文書は、匹見の木地屋の家に伝わった木地屋文書で、二通が現存します。どちらも惟喬親王の伝承を記し、木地屋の権利が主張されている点は同じですが、うち一通は奥書があり、文政二（一八一九）年五月吉日のもので、持ち主が木地師の小椋十七八、書いた人物が周防国玖珂郡山代字佐八幡宮（山口県石国市錦町字佐）の神主広瀧口勝孟とあります。

宇佐は中国道の深谷パーキングエリアの近くであり、まさに山深い地域ですが、それだけに木地師の信仰を集めた神社であったことがうかがわれます。



小川家木地屋文書のうち一通の奥書部分